

犯罪被害者等支援は 地方自治体の責務

～みんなのための当然のセーフティネット施策～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん

平成29年9月27日

「埼玉弁護士会 シンポジウム
あなたの街の犯罪被害者支援」

明石市長 泉 房穂

弁護士・社会福祉士

自己紹介

明石市長 泉 房穂(いずみ ふさほ)

- 1963年 明石市生まれ
- 弁護士
- 社会福祉士
- 元衆議院議員
犯罪被害者等基本法の制定に奔走
- 元NHKディレクター
- 2011年より明石市長（現在2期目）
- 柔道3段、手話検定2級、明石タコ検定初代達人



明石市のご紹介



子午線上に建つ
明石市立天文科学館

歴史のまち

明石城はさくらの名所

時のまち

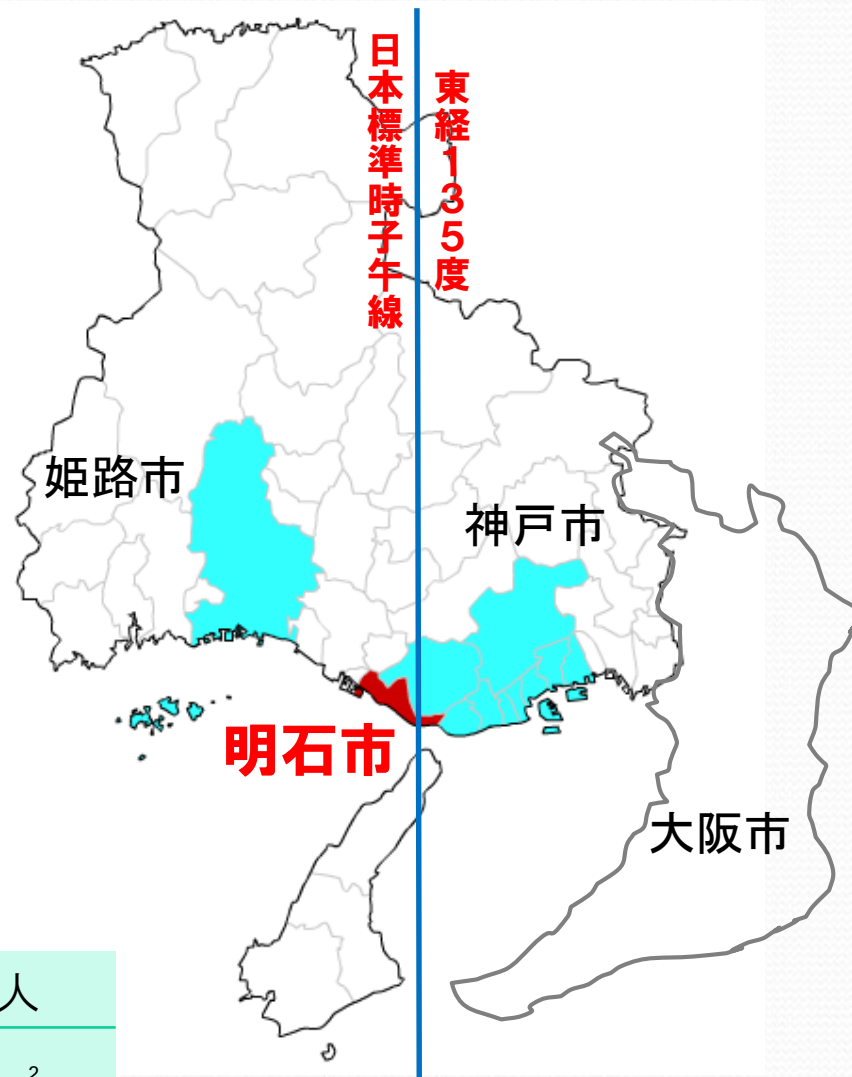
世界最長
明石海峡大橋

海のまち

愛されるブランド
明石鯛

明石たこ大使 さかなん

© 2015 ANAN and Tm.



人口 約 30万人

面積 約 50 km²

今日お話ししたいこと

3つの
ポイント

犯罪被
害者等
基本法

明石市
の取り
組み

機運の
高まり

4つの
お願い

3つのポイント

①被害者支援は「誰のため」の施策か？

②被害者への責任は「誰が」果たすべきか？

③被害者支援における「行政の役割」は？

①被害者支援は「誰のため」の施策か？

明日被害に遭うかもしれない

「すべての市民のため」の施策

✖ 既に被害に遭った過去の被害者
や遺族（少数者）のための施策



②被害者への責任は「誰が」果たすべきか？

犯罪被害を防止できなかった

「社会（行政）にも責任」がある

- ✖ 加害者のみ
 - ⇒加害者が第一次的な法的責任を負うのは当然



③被害者支援における「行政の役割」は？

被害者に近い行政である

「地方自治体」こそが

「寄り添える支援」に適している

✖ 司法の手続（被害者参加など）だけの問題

✖ 国による経済的支援（犯給法など）だけの問題

犯罪被害者等基本法

基本法の制定

(平成16年12月1日)

制定時からの課題

被害者支援の現状

<基本法の制定>

1 被害者の本来の**権利**の確立

✖ お涙頂戴のお恵みや施し

2 被害者支援の**社会化**

⇒国のみならず、地方自治体や国民にも責務

3 **総合的**な支援

⇒相談・情報提供、経済的支援、福祉サービス等



< 制定時からの課題 >

- 1 法的責務ではなく**努力義務**
⇒ 条例を制定するか否かは各自治体の判断
- 2 加害者からの賠償の問題
⇒ 民事判決を得ても紙切れ、加害者の**逃げ得**
- 3 **二次被害**
⇒ マスコミの興味本位の報道、職場などの無理解

< 被害者支援の現状 >

いまだ道半ば・・・



支援の地域格差も大きく、
首都圏はこれからという段階・・・

埼玉県の状況

平成28年版 犯罪被害者白書より抜粋

	基本理念	地方公共団体の責務 (市区町村民)の責務 都道府県民 (含体制整備) 連携協力	情報提供 相談及び 経済的支援	損害回復	基本的施策							
					日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	
埼玉県	条例の制定			○	○							
	計画等の策定			○	○					○		
さいたま市	条例の制定											
	計画等の策定				○							
加須市	条例の制定											
	計画等の策定				○							
蕨市	条例の制定					○						
	計画等の策定											
三芳町	条例の制定			○		○						
	計画等の策定											
嵐山町	条例の制定			○		○						
	計画等の策定											

明石市の取り組み

条例の制定・改正

二次被害への対応

支援の更なる充実化へ

< 条例の制定・改正 >

○条例の制定＝平成23年4月1日施行

○条例の改正＝平成26年4月1日施行

○条例の特徴

- 1 **当事者の声**を内容に反映
- 2 **総合的**支援
- 3 市独自の制度を創設＝**立替支援金**

条例制定の要望書

平成21年11月
市内に住む被害者
ご遺族から市に対し
条例制定の要望書が
出される。

『被害者支援条例』の制定に関する要望書

明石市においても、『被害者支援条例』の制定に向けての検討を始めていただきたく、ここに要望いたします。

私は、明石の中心市街地での通り魔殺人事件で、跡継ぎの長男（当時24歳）を失った被害者遺族の曾我部とし子と申します。明石市内で料理店を経営しながら、1998年以来、被害者支援の活動を続けております。

明石市における『被害者支援条例』の制定に関しましては、2007年12月にも、明石市の担当窓口を訪問のうえ、お願いをさせていただいておりますが、その後、近隣市町村などにおいても、『被害者支援条例』が制定されるようになり、機運も高まってまいりましたので、あらためて書面にて要望をさせていただく次第です。

関係各位におかれましては、『被害者支援条例』の制定に向けて、ご尽力を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

平成21年11月30日

明石市桜町13番6号

曾我部とし子

条例制定を求めるシンポジウム

平成22年2月
「あかし被害者支援
プロジェクト」が
条例制定を求める
シンポジウムを
明石市で開催する。



市議会で条例案可決

平成23年3月
市議会で条例案が
可決される。

平成23年4月1日の
条例施行に合わせ、
市の広報紙で市民への
周知を図る。

平成23年(2011年)4月1日 ■■■■■

広報

あかし

犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援のため「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」が4月1日に施行されました。犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進すること、犯罪被害者等

「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行

が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的としています。市役所本庁舎2階の市民相談課に総合相談窓口を設置していただきますので、ご利用ください。
お問い合わせは防災安全課(☎9185069)へ。

弁護士日記V

—第13章— 被害者支援編

明石からの発信

社会福祉士・弁護士
泉 房穂



「明石で画期的な条例ができるそうですね。神戸でも、明石を参考にしたいので、資料を送ってもらえないでしょうか。」

つい先日、神戸の市会議員から、事務所に問い合わせがあった。「あかし被害者支援プロジェクト」という市民団体を立ち上げてから、ちょうど1年になるが、ありがたいことに、支援の輪は着実に広がっていているようだ。

12月の明石市議会では、行政（総務部防災安全課）から、条例案（「（仮称）明石市犯罪被害者等支援条例の検討について」と題する書面）についての説明がなされ、新聞などでも、兵庫県内で初めての総合的な支援条例であると好意的に報道された。3月の市議会を経て、4月1日から施行の予定とされている。

県内初というだけではなく、全国的にみても、先進的な支援策が数多く盛り込まれており、被害者や遺族らの思いに寄り添って、その生活全般を支援していこうというまさに画期的な内容となっている。

具体的には、①総合相談窓口の設置、②貸付金、③支援金、④家事援助、⑤各種手続の協力、⑥保育支援、⑦就学上の配慮、⑧健康相談、⑨一時保護、⑩個人情報保護、⑪住居移動希望の場合の支援、⑫就業の支援、⑬市民、事業者等への理解促進、⑭民間団体の活動紹介など、様々な支援策が規定される予定で、条例制定の際には、あらためて全国から注目を浴びることは間違いない。

わずか1年で、よくここまで大きく動いたものだ。被害者や遺族らの声に真摯に耳を傾けていただいた行政や議会の関係者に、まずもってお礼を申し上げたい気持ちだ。また、昨年2月の「条例制定に向けてのシンポジウム」や、7月の「条例の内容を検討するための学習会」などに足を運んでいただいた方々、活動資金としてのカンパをいただいた方々、激励のお手紙をいただいた方々など、本当に多くの皆さんからお力添えをいただいた。感謝の念に堪えない。

不幸な事故が契機ではあったが、その後、被害者の支援に積極的に取り組んできた明石市だからこそ、今回の迅速な動きにつながったとの意見もよく聞く。明石市は、被害者支援の“モデル・シティ”としての使命を負っているのかもしれない。

今回の明石発の県内初の動きは、明石や県内にとどまらず、全国に対して発信していけるものだ。被害者支援に限らず、明石から発信していけることは幾つもあるし、これからも幾つも創っていけるように思う。

この明石が、事件や事故や不祥事ではかり有名になることなんて、誰も望んでなんかない。“明石からの発信”は、明石市民として誇りをもてるものであってほしい。明石で暮らす市民の一人として、素朴にそう思う。

いずみ法律事務所

明石市天文町2-1-20(裁判所北向い)

078-919-1122

URL <http://www.izumi-law.jp>

社会福祉士・弁護士 泉 房穂

明石西高 東大卒、元衆議院議員

弁護士・行政書士 白川 聡子

立命館大卒、元県庁職員

条例改正に向けた有識者意見交換会

平成25年5月、7月、
8月の3回にわたり、
条例改正に向けて当事者の
声を聴くための意見交換会
を開催する。

「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正に係る
有識者意見交換会名簿

氏名	所属等
林 良平	全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行 （前代表幹事）
土 師 守	全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事 NPO 法人ひょうご被害者支援センター監事 自助グループ「六甲友の会」世話人
高 松 由美子	NPO 法人ひょうご被害者支援センター理事 全国犯罪被害者の会（あすの会）会員 自助グループ「六甲友の会」世話人
曾我部 とし子	風通信舎代表 全国犯罪被害者の会（あすの会）会員 自助グループ「六甲友の会」会員
田 中 実恵子	NPO 法人ひょうご被害者支援センター事務局長
羽 下 大 信	NPO 法人ひょうご被害者支援センター副理事長 京都橘大学教授（臨床心理学） 臨床心理士（兵庫県臨床心理士会会長）
中 川 勘 太	NPO 法人ひょうご被害者支援センター理事 弁護士（兵庫県弁護士会）
永 谷 和 雄	サンテレビジョン報道制作局報道部部次長

市議会で条例改正案可決

平成25年12月
市議会で条例改正案が
可決される。
全国初の立替支援金
制度を新設した。

2013年(平成25年)12月21日 土曜日 厚月 日 第19 頁

29

「全国標準にして」 明石犯罪賠償立て替え条例

明石市議会が20日、殺人(時11)を失った土師さん事件などの加害者が被害者側へ賠償金を支払わない場合、300万円を上限に市が立て替える制度などを設けた条例改正案を可決した。



神戸児童殺傷事件(1997年)で長男の遺言(当

土師さんは「被害者にとって、心の傷が完全になくなることはない」と述べた上で、「賠償判決が出ても、実際に加害者側から支払われる例はごくわずか。生活を立て直す糧となる制度です」と評価した。明石駅前で起きた殺傷事件(96年)で長男(当時24)を亡くした曾我部(し

子さん(67)は「賠償金を払わぬ加害者に対し、だれも取り立ててくれないのが現状」と述べた。条例改正によって、市が被害者側から立て替える分の賠償請求権を引き継ぎ、加害者側に支払いを求めることになる。「千円ずつでも返して欲しい。それが、被害者の社会復帰にもつながりま

す」。97年(長男(当時15)が少年10人から暴行を受け亡くなった福美町の高松由美子さん(68)は、「被害者側への介護派遣などきめ細かな支援も改正で入った」と指摘した。一方、95年に妻が刺され重い後遺症が残った大阪市の林長立さん(60)は複雑

な思いを抱。あすの会の代表幹事代行を務める林さんは「被害者の救済を唱える人は多い。でも、実現するために動く人は少ない。被害者自身が動くしかなかった。国会議員や行政にもっと動いてほしい」と注文し、「明石市の先駆例を全国標準としてほしい」と要望した。

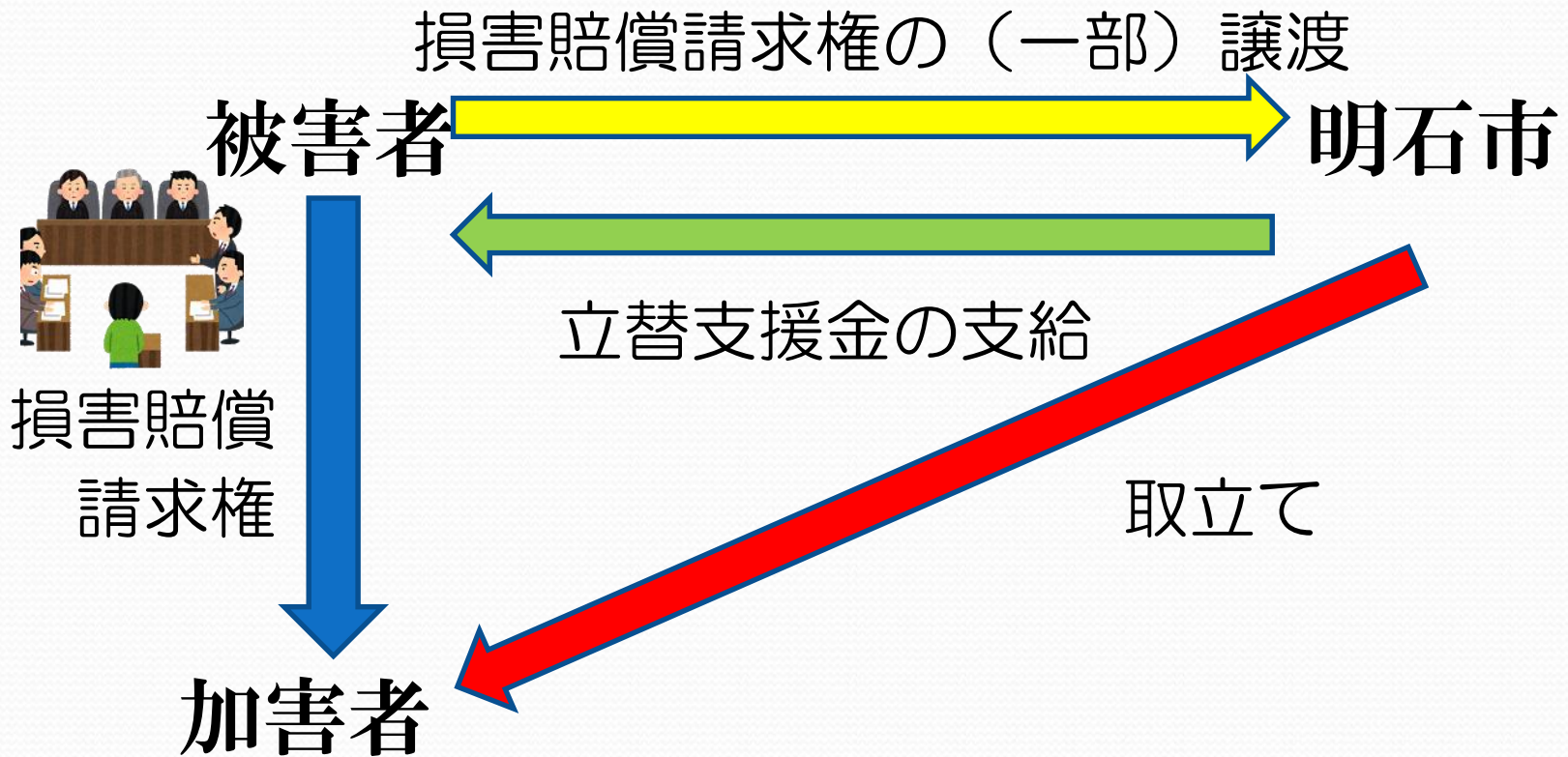
「私たちは一生、遺族であり被害者なのです。時間を重ねると経済面の問題は重く、家族の心労も絶えない」と語る犯罪被害者の方々(明石市中編1丁目)の明石市発所

条例の内容～総合的支援～

相談・情報提供	日常生活の支援	経済的支援
精通弁護士等による 法律相談	家事援助 介護支援	支援金
臨床心理士等による 心理相談	一時保育に要する 費用の補助	貸付金
	家賃補助	公判期日出席旅費の助成
	転居費用の補助	立替支援金



立替支援金



市民への広報・啓発①

平成26年4月
1日の改正条例
施行に合わせ、
市の広報紙で
市民に伝える。
当事者2名と
内閣府から
コメントも。

広報あかし 平成26年(2014年)4月1日 1162号

本日運用開始

「改正 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」

市は、平成23年4月に「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定し、犯罪により被害を受けた方やそのご家族に対し、日常生活や経済的支援を行ってまいりました。また、さらに支援を充実させるため、平成25年12月市議会で同条例を改正し、今日4月1日から運用を開始します。全国初の「立替支援金制度」などの経済的支援をはじめ、心のケアも盛り込み、より幅広く支援を行っていきます。

誰もが安心して暮らすことができる明石を目指して

全国初の「立替支援金制度」など 当事者の声を反映

犯罪被害者等支援に関する条例

市は、犯罪被害者になられた方やそのご家族の方などが受けられた被害を軽減、回復するため、「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成23年条例第2号)を、平成23年4月1日に施行しました。ほかの多くの自治体の条例が、被害者のみに対する支援策として罰金や立替支援以外に限定していないのに対し、本市の条例は、立替支援だけでなく、貸付金や葬儀補助なども支障なく適用し、早期から被害の回復に向け取り組んでいます。

犯罪被害者等支援に関する条例

市は、犯罪被害者になられた方やそのご家族の方などが受けられた被害を軽減、回復するため、「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成23年条例第2号)を、平成23年4月1日に施行しました。ほかの多くの自治体の条例が、被害者のみに対する支援策として罰金や立替支援以外に限定していないのに対し、本市の条例は、立替支援だけでなく、貸付金や葬儀補助なども支障なく適用し、早期から被害の回復に向け取り組んでいます。

改正を求める切実な声に回应

しかし、条例制定後も、犯罪被害者になられた方々からは感情的に経済的、精神的に深刻な状況にあり、改めて支援を求めたい声があふきました。

市民に最も身近な自治体である市が被害者の声を届けたいとの考えから、犯罪被害者の方やそのご家族の方の抱かれた立替支援を推進し、条例の一部を改正することにしました。中でも「立替支援金制度」は、市が犯罪被害者等から当事者に対する損害賠償請求を受け付けないとを条件として、300万円上限に立替支援金を支給する自治体の制度です。

お問い合わせ先 **市民相談課**(☎918-5002)
 相談 月～日 午前8時55分～午後3時45分
 電話相談 **NPO法人ひょうご被害者支援センター**(☎367-7833)
 (無料) 祝日除く火・水・金・土曜 午前10時～午後4時

※ 条例は、今回の条例改正で新たに追加された内容です。

広報あかし 平成26年(2014年)4月1日 1162号

「改正 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」

できる明石を目指して

具体的な支援策の概要

充実した相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 弁護士による法律相談 NPO法人ひょうご被害者支援センターでの法律相談を案内 ▶ 福祉士による心理相談 貸付金センターでの心理相談を案内
日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護を行う者の負担に伴う支援 合計20時間以内、家庭訪問は午前9時～午後5時 ▶ 一時保育に要する費用の補助 5万円を上限 ▶ 転居に要する費用の補助 転居を承継された場合は転居費用2万円を補助 ▶ 葬儀の補助 葬儀費用は、合計30万円以内 ▶ 住居の安定 転居を承継された場合、新たに入居する賃貸住宅の家賃を補助
経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 立替支援金 市が犯罪被害者等から当事者に対する損害賠償請求を受け付けないことを条件として、300万円上限に立替支援金を支給 ▶ 貸付金の貸付 犯罪被害者支援センターが貸付金を貸付した場合、支援金を支給 ▶ 貸付 資金の必要とする犯罪被害者等に対し、貸付金で貸付を行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 刑事訴訟事件の手続きへの参加 刑事訴訟事件の準備に要する費用の貸付等を補助 ▶ 人材の育成に係る支援 市内の職員の研修支援
※ 本条例は、今回の条例改正で新たに追加された内容です。	

「好事例を全国に発信してください」

犯罪被害者やそのご家族が再び穏やかな生活を取り戻していくためには、誰しもの援助はなくてはなりません。特に、社会福祉、教育、保健など、被害者等にとって一番身近な行政機関を動員しては、犯罪被害者等に対する支援が重要です。また、市民生活の安定と、市民生活の向上に貢献する活動は、犯罪被害者等の支援に直接、間接的な効果をもたらすことにもつながります。また、市議会でも、犯罪被害者等の支援に関する条例の改正案が提出され、市民生活の向上に貢献する活動は、犯罪被害者等の支援に直接、間接的な効果をもたらすことにもつながります。

市議会でも、犯罪被害者等の支援に関する条例の改正案が提出され、市民生活の向上に貢献する活動は、犯罪被害者等の支援に直接、間接的な効果をもたらすことにもつながります。

これはすべての人のための条例です



議員 曽野 とし子さん

私は原子力失ったからの同年間は、状況がのこのこ、生きる日もあるって思いました。周りの声があったからこそ、今、こうして暮らして行けています。今回の条例改正にあたっては、私たちが犯罪被害者支援の声を反映していただき、経済的な支援はもちろんです。思いのちげを思い返し、市にお願いしたいこと、市が支援してほしいこと、私たちが当事者になるには何が必要か、それらが全部、市がサポートしてくれるのがいいと思います。今回の改正は、市が当事者の声を聞いて、本当に必要か、必要なものを、市がサポートしてくれるのがいいと思います。

市民への広報・啓発②

市民向けリーフレット (三つ折り)

主な支援の内容

相談・情報提供を行います

総合相談窓口の設置、各種の情報提供等
精通弁護士等による法律相談
公益社団法人ひょうご被害者支援センターの法律相談での追加相談の助成。

臨床心理士等による心理相談

公益社団法人ひょうご被害者支援センターの心理相談での追加相談の助成。



経済的な支援をします

支援金

遺族支援金：犯罪被害者が死亡した場合、遺族に対して30万円を支給。
重病病支援金：犯罪被害者が重病を負った場合、本人に対して10万円を支給。

貸付金

犯罪被害者である市民又はその扶養者に対し、50万円を上限として貸付け。

日常生活を支援します

家事援助

市が契約する事業所からホームヘルパーを派遣。派遣時間は午前9時から午後6時までで、合計60時間以内。派遣期間は、派遣決定通知をした日の翌日から3か月以内。ただし、1時間あたり200円の自己負担が必要。

介護支援者の派遣

市が契約する事業所からホームヘルパーを派遣。派遣時間は午前9時から午後6時までで、合計60時間以内。派遣期間は、派遣決定通知をした日の翌日から3か月以内。ただし、1時間あたり300円の自己負担が必要。

一時保育に要する費用の補助

一時保育を必要とする場合、一時保育に要する費用を補助。補助回数は5回まで。



家賃や転居費用を補助します

家賃補助

従前の住居に居住することが困難となった場合、新たに入居する賃貸住宅の家賃を補助。
賃貸借契約日から6か月以内で、月額3万円を上限とし、家賃の2分の1を補助。

転居費用の補助

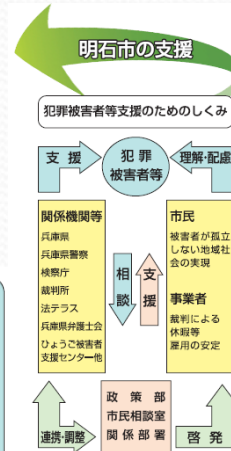
転居する場合、転居費用の補助。補助金額は実費で補助回数は2回まで。上限20万円。

旅費を補助します

被害者参加制度を利用できる犯罪の被害者等が、公判期日に出席（傍聴を含む。）する場合の旅費を補助。上限3万円。

立替支援金があります

加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件として、その金額と同額の立替支援金を犯罪被害者等に支給。上限300万円。



こちらまでご相談ください。

明石市犯罪被害者等
総合相談窓口
明石市政策部市民相談室
相談電話 078-918-5002
月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)



お問い合わせ先
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市政策部市民相談室
TEL 078-918-5002 FAX 078-918-5102

一人で悩まないで
あなたの力になりたい

犯罪被害者等
支援相談窓口

明石市犯罪被害者等の支援に関する条例
平成26年4月1日改正施行



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「キョウとちゃん」

明石市

市民への広報・啓発③

平成26年11月28日
「あかしヒューマンフェスタ」
で、市民に対し当事者の声を
届ける。
自治体意見交換会も開催した。

守ろう 犯罪被害者の人権 11月25日～12月1日 犯罪被害者週間 広げよう支援の輪

11月28日(金)

第1部 午後1時～2時50分 明石市民会館大ホール

2歳から就学前の
子どもの託児あり
(先着15人・要予約)

あかしヒューマンフェスタ

- ・内閣府犯罪被害者等施策推進室による説明
- ・人権講演会

入場無料
市役所駐車場は利用できません
公共交通機関をご利用ください

講師/土師 守 (はせ まもる) … 全国犯罪被害者の会「あすの会」副代表幹事

林 良平 (はやしりょうへい) … 全国犯罪被害者の会「あすの会」代表幹事代行 (前代表幹事)

高松 由美子 (たかまつ ゆみこ) … 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事

曾我部 とし子 (そがべ としこ) … 風通信会代表

第2部 午後3時30分～5時 明石市役所806CD会議室 (明石市役所本庁舎8階)

犯罪被害者等支援自治体意見交換会

- ・犯罪被害者家族の声を聴き、今後の支援のあり方を考える
- ・出席者 土師 守さん、林 良平さん、高松 由美子さん、曾我部 とし子さん
兵庫県内各市町犯罪被害者等支援担当者
- ・共 催 公益社団法人ひょうご被害者支援センター
- ・後 援 兵庫県・兵庫県警察

(予定) ※終了後、出席者による交流会を予定 (市役所内)

傍聴者募集
明石市民相談室まで
お申し込みください



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

お問い合わせ 明石市市民相談室 TEL078-918-5002

＜二次被害への対応＞

○二次被害防止を条例に明記

◆条例第3条第2項（基本理念）

犯罪被害者等の支援は、その過程において…

二次的被害を生じさせたりすることのないよう…

◆条例第5条（市民等の責務）

市民等は、基本理念にのっとり…二次的被害を

生じさせたりすることのないよう十分に配慮する

条例に基づく対応

- 1 市立図書館では購入しない
- 2 市内の書店への配慮要請
- 3 市民への配慮呼びかけ

明 市 相 第 号
平成 27 年(2015 年) 月 日

御中

明 石 市 長 泉 房 穂

書店へ 配慮要請

明石市犯罪被害者等の支援に関する条例に基づく配慮要請 ～ 書籍「絶歌」の取り扱いについて ～

本市では、犯罪被害者遺族らからの要望を受け、二次的被害の防止などを盛り込んだ内容の「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を平成 26 年 4 月より改正施行しておりますが、条例においては、市に責務を課すだけでなく、市民等にも二次的被害の発生防止について配慮する責務を規定しており、明石市内に所在する各書店も市民等に該当するところとなっております。

このたび、本市とも関わりが深い被害者遺族らに対し、二次的被害を生じさせる出版行為がなされましたので、上記条例に基づく対応を順次実施しており、その一環として、貴店に対しましても、本書面にて配慮の要請をする次第です。

本市といたしましては、当該出版物については、出版行為そのものが二次的被害を生じさせており、購入行為についても、被害者遺族らの精神的な苦痛を更に増幅させてしまうことから、図書館等における貸出制限や閲覧制限といった購入後の対応ではなく、当該出版物をそもそも購入しないことにしており、広く市民に対しても、二次的被害を生じさせたりしないよう十分な配慮を呼びかける予定にしております。

つきましては、貴店におかれましても、本条例の趣旨をふまえ、当該出版物の取り扱いにつき、十分な配慮をしていただきますよう要請いたします。

<問い合わせ先>

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

明石市政策部市民相談室

TEL : 078-918-5002 FAX : 078-918-5102

市の広報紙やHPで 市民に呼びかけ

明石市犯罪被害者等の支援に関する 条例に基づく配慮をお願いします

本市では、二次的被害の防止などの内容を盛り込んだ「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を昨年4月より改正施行しています。本条例では、市民の皆さんにも二次的被害の発生防止について配慮する責務を規定しています。

このたび、神戸連続児童殺傷事件の加害者による手記「絶歌」が出版されました。当該出版物は、出版行為そのものが、本市とも関わりの深い被害者遺族等に対して、二次的被害を生じさせており、購入行為についても被害者遺族の精神的苦痛をさらに増幅させてしまうことから、市民の皆さんも本条例の趣旨を踏まえ、十分に配慮していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ／市民相談室(TEL 918-5002)

市民の皆様へ

平成27年(2015年)6月22日

明石市長 泉 房穂

明石市犯罪被害者等の支援に関する条例に基づく配慮要請

～ 書籍「絶歌」の取り扱いについて ～

本市では、犯罪被害者遺族からの要望を受け、二次的被害の防止などを盛り込んだ内容の「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を平成26年4月より改正施行しておりますが、条例においては、市に責務を課すだけでなく、市民等にも二次的被害の発生防止について配慮する責務を規定しています。

このたび、本市とも関わりが深い被害者遺族らに対し、二次的被害を生じさせる出版行為がなされましたので、上記条例に基づく対応を順次実施しており、その一環として、市民の皆様に対しましても、配慮の要請をする次第です。

本市といたしましては、当該出版物については、出版行為そのものが二次的被害を生じさせており、購入行為についても、被害者遺族らの精神的な苦痛を更に増幅させてしまうことから、図書館等における貸出制限や閲覧制限といった購入後の対応ではなく、当該出版物をそもそも購入しないことにしており、市内の書店に対しても、二次的被害を生じさせたりしないよう十分な配慮を呼びかけております。

つきましては、市民の皆様におかれましても、本条例の趣旨をふまえ、当該出版物の取り扱いにつき、十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

<支援の更なる充実化へ>

○条例の見直し検討＝平成29年4月～

○有識者意見交換会＝平成29年5月～

○支援の更なる充実化の方向性【検討中】

1 **再提訴支援**・・・訴訟費用の助成

2 **未解決事件支援**・・・市の広報の活用

有識者意見交換会

犯罪被害者支援 賠償金立て替え 対象事案を拡大へ

市、有識者意見交換会受け

犯罪の加害者による被害者らへの賠償金未払い時に、300万円を上限に立て替える制度について、明



犯罪被害者等支援条例の改正について議論した有識者意見交換会（明石市役所）

石市は10日までに、制度対象者を傷害事件の被害者にも広げる方針を固めた。このほど開かれた同市犯罪被害者等支援条例の改正に関する有識者意見交換会で市が提案し、被害の当事者や支援団体のメンバーらから了承を得た。どの程度の被害者まで対象とするかについては、今後、同市の担当者が検討する。

同市は2014年、条例改正で新たに立て替え制度を設けたが、対象は被害者が死亡か重い障害を負った場合に限られ、現在まで適用事例はない。今年5月の有識者意見交換会で、「支援対象を広げ、使いやすい制

度」などの意見が出たことから、同市は対象範囲を再検討。故意による傷害事件の被害者のうち後遺障害が大きかったり、被害者の責任がほとんどなかったりした場合など、市長が支援相

当と認めれば対象とする。また、賠償金請求の時刻を中断させるため、再び提訴するときの印紙代や切手代、加害者が見つからない未解決事件の情報提供チラシ作成費用なども支援する方向で、今後議論する。

性犯罪の被害者も、具体的被害がなくとも精神的な被害があれば、生活支援などで特段の配慮をする規定も設ける方針。

このほか、家事や介護援助など被害者の日常生活支援の申請期間について、「被害発生時から1年」の規定を3年に延長。ドメスティックバイオレンス（DV）

の被害者が住民票を移動せずに市内に転居してくる場合などを想定し、生活の本拠が同市内にある被害者も支援の対象とすることも検討する。
(吉本賢司)

機運の高まり

国

- ・ 院内集会（平成29年5月23日）

地方

- ・ 条例制定に向けたシンポジウム
～福岡・大阪・東京・札幌など全国各地～

<院内集会>

犯罪被害者の声を 国会に届ける院内集会

日時 平成29年 **5月23日** (火)

12:00～13:30

参加無料

場所 参議院議員会館地下1階 B103会議室

発言予定者

- ・土師 守氏 (神戸連続児童殺傷事件ご遺族)
- ・岡村 勲氏 (あすの会顧問)
- ・鴻巣 たか子氏 (被害者が創る条例研究会世話人)
- ・諸澤 英道氏 (常磐大学元学長・世界被害者学会理事)
- ・後藤 啓二氏 (あすの会副代表幹事・弁護士) など

式次第(案)

1. 開会あいさつ
2. 犯罪被害者の現状
 - (1) 土師 守氏の想い
 - (2) 当事者の声
3. 支援者・支援団体の意見
4. 国・自治体の動向
5. 閉会あいさつ

※国会議員からの発言は適宜

趣旨

平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)が制定されて10年余りが経過しました。同法を受け、全国の地方公共団体でも、犯罪被害者等支援条例が制定されています。しかしながら、犯罪被害者を取り巻く環境は経済的にも精神的にも依然として厳しいものがあり、当事者は、自ら直面する様々な問題について改善を求める切実な声を上げています。犯罪被害者に対する支援はまだ不十分な状況にあり、決して終わってわけではありません。犯罪被害者は、私達の隣人です。誰もが犯罪被害者になり得る今、犯罪被害者の声を届ける集会を開催します。

主催 犯罪被害者の声を国会に届ける会
連絡先：070-5260-5702
innaisyukai@gmail.com (担当：泉)

神戸連続児童殺傷事件から20年 ～被害者への途切れない支援を～

発言予定者プロフィール

はせ まもる
土師 守 全国犯罪被害者の会「あすの会」幹事
(神戸連続児童殺傷事件ご遺族)



平成9年(1997年)5月24日、小学校5年生の次男(当時11歳)が、中学生(当時14歳)に殺害される。当時のメディアによる過熱報道でも、二次的被害を受ける。公益社団法人ひょうご被害者支援センター監事、自助グループ「六甲友の会」世話人も務めるなど、犯罪被害者等支援活動に取り組んでいる。神戸市在住。

参加方法・会場アクセス

5月23日(火)、午前11時30分から参議院議員会館1階入口で、入館証をお渡しします。事前申し込み **不要**

【会場地図】参議院議員会館地下1階 B103会議室 (東京都千代田区永田町2-1-1)



<最寄駅>

- ・地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」1番出口よりすぐ
- ・地下鉄丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」1番出口より徒歩5分

改善機運の低下懸念 国会議員らに訴え

「犯罪被害者の声を国会に届ける院内集会」が23日、東京・永田町の参院議員会館であり、神戸市須磨区の連続児童殺傷事件で次男淳君＝当時(11)＝を失った土師守さん(61)が「被害者支援の課題は山積している。改善の歩みが止まってしまうのを看過してはならない」と訴えた。

犯罪被害者等基本法の成立から13年を経て「最近は、この程度でいいのではという雰囲気が出ているように思う」と指摘。医療費の補償や賠償制度の在り方、加害者による手記の出版規

制などの課題に取り組む必要性を強調した。

集会には「全国犯罪被害者の会（あすの会）」の会員や国会議員、自治体関係者ら約150人が参加。諸沢英道・元常磐大学長（被害者学）は「犯罪者が自らの体験を本や映像などにして社会にPRするのは公序良俗に反する。国会で規制の議論をしてほしい」と述べた。明石市の担当者は、賠償金の立て替え制度を盛り込んだ被害者支援条例の制定過程などを説明した。

（藤森恵一郎）



< 条例制定に向けたシンポジウム >

考えよう 市町村における犯罪被害者支援
 一どの地域でも 必要な支援を受けられるように

10月7日(水) 午後1:30~4:30

西市民センター 会議室1・2 (JR・市営地下鉄「浜浜駅」南口徒歩5分)

プログラム

- ★講演 明石市長 泉房穂氏 (弁護士・社会福祉士)
- ★被害者の声 飲酒・ひき逃げ事件被害者遺族 (大分県在住)
- ★パネルディスカッション コーディネーター 常盤大学大学院教授(被害者学) 諸澤英道氏
 パネリスト 飲酒運転事件被害者遺族(福岡県在住)
 福岡犯罪被害者支援センター センター長
 福岡県弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会 委員
 明石市長、市町村職員、元内閣府政策調査員なども登壇予定!

ひたくり、オレオレ詐欺、飲酒運転、性暴力、DV、ストーカーなど、様々な犯罪が起きています。
 市町村には、日常生活を支える様々な制度があります。
 いまどんな支援が受けられるのか、これからどんな支援があったらいいのか、一緒に考えてみませんか？



主催 被害者が創る条例研究会

後援 福岡犯罪被害者支援センター
 福岡県弁護士会

私たちは、犯罪被害に遭った
 方々を地域で支える仕組み
 づくりを提案しています



シンポジウム

考えよう 区市町村における犯罪被害者支援
 ~日本中どこでも 必要な支援を受けられるように~

日時 2015年10月19日(月) 会場 大田区産業プラザPiO
 午後1:30~4:30 3階 特別会議室

(京急蒲田駅徒歩3分
 JR・東急 蒲田駅徒歩13分)

プログラム

- ★被害者の声 犯罪被害者 松島ミサ氏
- ★基調講演 明石市長 泉房穂氏
- ★パネルディスカッション
 コーディネーター 常盤大学大学院教授 諸澤英道氏
 パネリスト 多摩市職員、茅ヶ崎市職員、明石市職員
 他

定員80名 事前申込不要
 参加費無料



私たちは、犯罪被害に遭った
 方々を地域で支える仕組みづく
 りを提案しています。

主催 被害者が創る条例研究会

後援 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク
 犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)

【問合せ先】 被害者が創る条例研究会事務局 |ourai2014@yahoo.co.jp Tel: 070-1301-5253

福岡シンポの 様子



4つのお願い

被害者へのお願い

支援者へのお願い

マスコミへのお願い

行政へのお願い

<被害者へのお願い>

○当事者の声が大事

○条例制定に向けて、議会への請願・陳情

⇒声をあげる大切さ



<支援者へのお願い>

○支援者や関係機関との連携

- 警察
- 被害者支援センター
- 法テラス
- 弁護士会
- 臨床心理士会 など



⇒連携強化と働きかけを

<マスコミへのお願い>

○事件の報道

○視聴者への情報提供の呼びかけ

○被害者の気持ちを伝える

⇒被害者目線での報道を



<行政へのお願い>

○自治体ができること

- 1 相談窓口の設置
- 2 被害者支援条例の制定
- 3 運用面での配慮（二次被害防止）



⇒自治体の責務として、
総合支援条例の制定を！

被害者支援は
「他人事」ではなく
「我が事」です！

～誰もが安心して安全に暮らせるまちに～